

= 病児保育のご案内 =

病児保育室「つくし」 で病児保育をしています

★病児保育の内容

全身状態は安定しているが発熱している、また感染症疾患の為出席停止期間で通園通学施設へ行くことのできないお子さんなどを、保護者に代わって保育する制度です。

★対象となるお子さん

次の条件をいずれも満たすお子さんが対象です。

- ①豊橋市在住で保育所（届出保育施設を含む）、認定こども園、幼稚園、小学校に通っている
- ②おおむね生後6ヶ月から小学生
- ③子どもさんが日常にかかる病気（伝染病の場合は要相談）
- ④保護者の勤務等の都合により、家庭での保育、看護が困難な児童



実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く全日

定員

おおむね3名

実施時間

午前8時から午後6時までです。

実施場所

青少年センター宿泊棟内の病児保育室「つくし」で実施します。

所在地

●青少年センター 牟呂町字東里26番地 電話75-9296

利用料

1人1日2,000円※が必要です。納入通知書により、お近くの金融機関で払い込んでください。納入通知書は、利用月終了後に郵送します。

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

また、兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり2,000円です。

給食

給食・おやつはありませんので、昼食・飲料物等をご用意ください。

利用の方法

事前に登録をお願いします。当日の登録もできますが少し時間がかかります。

利用する日の1週間以内に、医師の診察を受け、医師連絡票を持参して下さい。

（症状の変化によっては、再受診、再発行をお願いする場合があります。）

お問い合わせ

病児保育室「つくし」（電話75-9296）

豊橋市役所保育課（市役所東館2階 電話51-2316）